

総合支所建設工事における積算内容確認の実施（試行）要領

1 目的

この要領は、総合支所長に対する事務委任規則（平成22年規則第23号）第1項第1号クの規定により総合支所長が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札において、設計図書の積算内容確認の実施のために必要な事項を定める。

2 対象

- （1）積算内容の確認を行うことができる者
当該入札において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）
- （2）積算内容の確認を行うことができる工事
有効な入札（3,（1）,③に該当するもの）があった工事
- （3）積算内容の確認手続きを行うことができる内容
当該工事の設計図書の積算内容

3 積算内容確認の流れ

（1）手続きの開始

契約担当者（総合支所長又は総合支所長から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。）は、開札後、2,（2）に該当する場合は、落札決定を保留し、遅滞なく下関市ホームページ又は工事入札契約担当課所の窓口等において以下の項目を公表する。

①積算内訳書

土木工事関係では積算体系上の「種別（レベル3）」（建築営繕系工事関係では「科目及び中科目」）の数量、金額等が明示されたもの。

②当該入札の予定価格及び入札書比較価格

③最低入札額

予定価格を下回る有効な入札額のうち最も低いもの。

ただし、最低制限価格を設定している場合においては、これを下回るものを除く。

（2）確認依頼書の提出

入札者は積算内容の確認を行う場合は、積算内容確認の実施のために落札決定が保留された日から起算して3日（下関市の休日を定める条例（平成17年2月13日条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に限り、書面の持参により積算内容の確認依頼を行うことができる。

ただし、契約担当者が必要と認めた場合は、郵送により積算内容の確認依

頼を行うことができるものとし、あらかじめその旨を入札公告又は入札情報で明示するものとする。

なお、確認依頼を行う際は具体的な事項を明示し、必要に応じて根拠資料を添付すること。

(3) 確認依頼書の受理

契約担当者は、提出された確認依頼書が、前項及び2に該当するものであるかを確認の上でこれを受理するものとする。

(4) 積算内容の確認結果

契約担当者は、確認依頼書が提出された場合は、確認依頼書の提出期間の末日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、確認結果を下関市ホームページに掲載するものとする。

(5) 確認期間終了後の疑義の申立等

確認期間終了後において、設計図書の積算内容に係る疑義については、これを受け付けないものとする。

4 緊急を要する工事の特例

契約担当者は、工期、工事の内容（災害復旧における応急工事等）等特別な理由があるときは、事前に総合支所長の決裁を経て、積算内容確認の実施期間を短縮することができる。

なお、実施期間を短縮する場合は、その旨を入札公告又は入札情報で明示するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。